借上契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、契約書に記載の借上契約に関し、契約書及びこの契約条項又は甲の示した仕様書に基づき、乙は、契約を履行し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

２　甲及び乙は、契約の履行にあたり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第３条　乙は、この契約の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

２　乙は、この契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

（特許権等）

第４条　乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和３４年法律第１２１号）、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）若しくは意匠法（昭和３４年法律第１２５号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

（仕様書等の疑義）

第５条　乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（予定数量）

第６条　予定数量による契約の場合、甲は、予定数量の増減を書面又は口頭により乙に通知するものとする。

２　乙は、予定数量の増減による損害賠償は請求しないものとする。ただし、著しい場合は、甲と協議することができる。

（監督官）

第７条　甲は、契約の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

２　監督官は、契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

３　前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（契約の変更）

第８条　甲は、契約の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行内容、履行期間等その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

３　前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（事情の変更）

第９条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（貸出し及び引取り）

第１０条　乙は、甲の借上げに係る物品（資機材及び車両等を含む。以下同じ。）の貸出しを行う場合には、甲が定める乙の貸出期限（乙が甲に当該物品を差し出す期限をいう。）までに、甲が定める乙の貸出準備（貸出期間において支障のないよう整備を行い確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行わなければならない。この場合において、貸出し時における物品の破損等については、乙の負担とする。

２　乙は、甲の借上げに係る不動産の全部又は一部の貸出しを行う場合に

は、甲が定める乙の貸出期限（乙が甲に当該不動産の全部又は一部を差し出す期限をいう。）までに、貸出期間中において支障のないよう整備を行うほか、安全及び衛生管理に万全を期するとともに、契約内容に備付器材等の使用が含まれているときには、甲が定める乙の貸出準備（当該器材等を使用可能な状態にして確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行わなければならない。

3　乙は、貸出期間中において、その貸し出した物品（以下「貸出物品」という。）又は不動産の全部若しくは一部（以下「貸出物品等」と総称する。）の使用が不能になったこと等により契約の目的を達し得ない状況が生じたときには、速やかに貸出物品等に代わる物品又は不動産の全部若しくは一部を差し出すこと等により必要な対策を講じるものとする。ただし、当該状況が乙の責に帰さない事由により生じたものである場合には、甲及び乙がその後の対応等について協議するものとする。

4　甲は、借上期間中において、その借り上げた物品又は不動産の全部若しくは一部を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、使用しなければならない。

5　貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に係る費用等は、乙の負担とする。ただし、当該破損等が、乙の責に帰さない事由により生じたものである場合には、甲及び乙が当該破損等に係る費用について協議するものとする。

6　前項の場合において、貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に対し甲が契約の履行に支障となるため一時的に補修等を行った場合には、甲は、乙に対しその費用等を請求できるものとする。

7　乙は、貸出物品の引取りについて、甲が定める乙の引取期限までにその履行を完了しなければならない。この場合において、引取り時において生じた貸出物品の破損等に係る費用等は、乙の負担とする。

（不可抗力による損害）

第１１条　天災地変、その他不可抗力によって、契約目的、又は乙の履行に関して損害を生じたときには、甲又は乙は、遅滞なくその状況を契約の相手方に通知しなければならない。

2　前項の場合における契約の履行については、甲乙協議して定める。

3　物品の借上げにおいて、第１項に規定する損害が契約代金に比して重

大であると認められるときは、甲及び乙が協議の上、その損害額及び負担について必要な事項を定めるものとする。ただし、その当該損害が軽微であり、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合には、乙の負担とする。

（検査）

第１２条　乙は、履行が完了したときは、甲に通知しなければならない。

２　甲は、検査を行う場合は、前項に規定する通知を受けた日から１０日以内に検査を完了するものとする。

（代金の支払）

第１３条　乙は、前条に規定する検査に合格したときは、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して３０日以内に代金を支払うものとする。

２　単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第１４条　甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第８条第１項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（契約の解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、契約の履行を行わないとき。

(2) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

２　前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が１００円未満であるときにはこの限りではない。

３　契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。

４　乙が前２項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第１６条　乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第８条第２項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第１７条　甲は、第１５条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

３　前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に書面により行わなければならない。

４　第２項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第１８条　乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

２　前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

３　第１項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第１５条第２項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

４　乙が前３項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第１５条第４項の規定を準用する。

（相殺）

第１９条　乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

（信用等の調査）

第２０条　甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

３　甲は、第１項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

（秘密の保持）

第２１条　甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第２２条　乙は、貸出物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざ

る変更を行ってはならない。

2　乙は、貸出物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。

3　乙は、貸出物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4　甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

5　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（貸出物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6　第２条の規定は前５項についても適用する。

（その他）

第２３条　この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。